

延岡市飼い主のいない猫の不妊手術助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び宮崎県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第51号）の趣旨に基づき、飼い主のいない猫に対し不妊手術を行うことを奨励し、不必要な繁殖を抑えるため、延岡市飼い主のいない猫の不妊手術助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 市内に生息する所有者のいない猫をいう。
- (2) 耳先カット施術 不妊手術を実施済であることを識別するため、獣医師による猫の片耳をV字カットする施術をいう。
- (3) 避妊手術 獣医師が雌猫の生殖機能を永久に不能にする手術（左の耳先カット施術及び手術に伴う院内感染防止を目的としたワクチン接種を含む。）をいう。
- (4) 去勢手術 獣医師が雄猫の生殖機能を永久に不能にする手術（右の耳先カット施術及び手術に伴う院内感染防止を目的としたワクチン接種を含む。）をいう。
- (5) 不妊手術 避妊手術及び去勢手術の総称をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、次の各号のいずれにも該当するもので、市長が適当と認めたものとする。ただし、営利を目的として猫を飼養し、又は世話している者を除く。

- (1) 市内に住所を有する18歳以上の者又は市内に住所を有する18歳以上の者を代表者とする団体
- (2) 市税（国民健康保険税を含む。）を滞納していないもの
- (3) おおむね生後6か月以上の飼い主のいない猫（以下「対象猫」という。）に不妊手術を受けさせるもの
- (4) 延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号及び第3号に該当しないもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象猫の不妊手術に要する費用とする。

- 2 耳先カット施術が実施されていない猫で、すでに不妊手術が実施されている場合は、耳先カット施術の費用を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算で定める額の範囲内で、補助対象経費と次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額のいずれか低い額とする。

- (1) 避妊手術の場合 雌の対象猫1頭につき 28,000 円
- (2) 去勢手術の場合 雄の対象猫1頭につき 18,000 円

(補助金の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、不妊手術の実施後に延岡市飼い主のいない猫の不妊手術助成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 手術前の写真及び手術後に耳先カット施術を行ったことが分かる対象猫の写真
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 申請者が個人の場合にあつては当該申請者の市税の完納証明書、任意団体の場合にあつては当該団体の代表者の市税の完納証明書、法人の場合にあつては当該法人の市税の完納証明書
- (4) 領収書
- (5) 不妊手術を行った対象猫1匹ごとの補助対象経費の項目及び当該手術に要した費用が確認できる書類
- (6) 振込先口座の確認書類（金融機関名、口座番号及び口座名義人が確認できる通帳、キャッシュカード等のいずれかの写し）

- 2 補助金の申請の期限は、不妊手術を実施した日の属する年度の3月31日とする。

(補助金の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、延岡市飼い主のいない猫の不妊手術助成事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、延岡市飼い主のいない猫の不妊手術助成事業補助金請求書（様式第4号）により市長に請求しなければならない。

(手続の特例)

第9条 補助金の交付については、次に掲げる手続を省略するものとする。

- (1) 規則第3条第1項に規定する事業計画書及び収支予算書の提出
- (2) 規則第12条第1項第1号に規定する補助事業の収支計算書の提出
- (3) 規則第13条第1項に規定する補助金の額の確定

(決定の取消し及び返還)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 補助金の交付により暴力団の利益となることが判明したとき。

2 市長は、前項に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、速やかにその旨を補助事業者へ通知し、期限を定めて交付した補助金相当額の返還を求めるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和8年3月31日限り、効力を失う。